

答 申 第 1 1 0 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和8年6月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和7年6月23日付けで三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。）に基づき行った「昭和55年8月中に当時公務員の特定個人が逮捕・勾留された件に関し、その事件番号、勾留の理由、取調官、勾留日及び質問内容が分かる書類」の開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和7年7月4日付けで行った公文書開示請求却下決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 本件対象公文書について

本件審査請求の対象となっている公文書は、犯罪事件処理簿、弁解録取書及び被疑者供述調書（以下、これらの文書をまとめて「本件対象公文書」という。）である。

4 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

犯罪事件処理簿は簡易な事件処理記録、弁解録取書及び被疑者供述調書は検察官送致前に警察が作成する捜査書類であり、これらは裁判所に提出される前の控えにすぎない。これらは、刑事訴訟法第53条の2に該当せず、適用除外は誤りである。

当時、逮捕・勾留された特定個人による開示同意書、陳述書、口頭意見陳述への帯同により、明確に開示に同意していることから、個人情報保護の観点からの非開示は成り立たず、氏名・住所等を隠せば部分開示可能である。

また、特定個人は逮捕・勾留の事実を認めていることから、文書の存在は疑いようがなく、45年前（請求時点）の事件であっても永久保存義務があるため、存否自体回答不可とするのは、行政機関が開示義務を免れるための濫用にすぎない。

内部告発への報復逮捕・拷問の疑いは、極めて高い公益性を有し、税金泥棒・賭博構造の告発は、現代のコンプライアンスにも通じる公共の利益があるが、実施機関は部分開示の検討を怠っている。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

事件番号、勾留の理由、取調官、勾留日については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第201条を根拠に作成される犯罪事件処理簿を、質問内容については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）で規定する弁解録取書及び被疑者供述調書

を対象公文書として特定したが、いずれも刑事訴訟法第53条の2に規定の訴訟に関する書類に該当することから、条例第33条の規定により、適用除外とした。また、特定個人からの開示の同意の有無に関わらず、同様の判断である。

条例第33条では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の規定を適用されないこととされた文書はこの条例を適用しないとされており、刑事訴訟法第53条の2では、訴訟に関する書類は情報公開法の規定を適用しないとされている。

訴訟に関する書類に該当する文書とは、書類の性質、内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類を指し、裁判所に保管する書類に限られず、司法警察職員等が保管するものも含まれることから、本件対象公文書は訴訟に関する書類に該当し、適用除外と判断したことは適正かつ妥当である。

本請求は、第三者の個人情報の開示を求めるものであり、仮に他の文書が存在したとしても、文書が存在しているか否かを答えるだけで犯罪経歴の有無を開示することになり、条例第7条第2号(個人に関する情報)に規定する非開示情報を開示することになるため、条例第11条の規定により存否自体を回答できず、部分開示もすることができない。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第33条(適用除外)の意義について

本条は、情報公開法の規定が適用されないこととされた公文書については、本条例は適用しないことを定めたものである。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第43号)により、情報公開法の適用を除外することが定められているのは、刑事訴訟法に規定する訴訟関係書類等である。

(3) 訴訟に関する書類の該当性について

実施機関は、犯罪事件処理簿、弁解録取書及び被疑者供述調書を対象公文書として特定したが、いずれも刑事訴訟法第53条の2に規定の訴訟に関する書類に該当することから、条例第33条の規定により、適用除外である旨主張する。

これに対し、審査請求人は、犯罪事件処理簿は簡易な事件記録であり、弁解録取書及び被疑者供述調書は検察官送致前に警察が作成する文書であって、これらは裁判所に提出する控えに過ぎないため開示すべきと主張しており、当審査会は、まず、訴訟に関する書類を情報公開法の適用から除外した趣旨について検討する。

刑事訴訟法第53条の2の規定する訴訟に関する書類とは、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、裁判所が保管している書類に限られず、検察官・弁護人・司法警察職員その他の者が保管しているものも含まれると解される。そして、同条がこれを情報公開法の規定の適用から除外した趣旨としては、①訴訟に関する書類及び押収物については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることによるものである。

すなわち、訴訟に関する書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いは刑事訴訟手続に委ねることとしたものと解される。

この考えに基づき、以下、本件対象公文書が刑事訴訟法第53条の2の訴訟に関する書類に該当するかについてそれぞれ検討する。

犯罪事件処理簿については、検察官に事件を送致、又は送付して引き継いだ際、その経過を明らかにしておくために作成され、当該事件の捜査主任官及び担当者、事件名、罪名及び罰条、送致又は送付等の一連の経過に関する事項が記載される。このことから、犯罪事件処理簿の性質及び記載内容に鑑みれば、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であり、訴訟に関する書類に該当することは明らかである。

弁解録取書については、司法警察員が被疑者を逮捕した場合、又は司法巡査が被疑者を逮捕し司法警察員が引致した場合に、刑事訴訟法の規定により、司法手続きの一環として司法警察員が録取作成したもので、刑事訴訟法第203条及び第246条の規定に基づき検察官に送致されたものである。このことから、刑事司法手続の一環である捜査の過程において作成され、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であり、訴訟に関する書類に該当することは明らかである。また、裁判所に提出した控えであったとしても、原本と同一の内容を有し、訴訟に関する書類としての性質を失わないものと考えられる。

被疑者供述調書については、検察官、検察事務官又は司法警察員が犯罪捜査をするために被疑者を取り調べ、その供述内容を録取したもので、刑事訴訟法第198条の規定に

より作成されるものである。また、犯罪捜査規範第177条第1項の規定により、特に必要がないと認められる場合を除き、作成することが定められているものである。このことから、刑事司法手続の一環である捜査の過程において作成され、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類であり、訴訟に関する書類に該当することは明らかである。また、弁解録取書と同様に、裁判所に提出した控えであったとしても、原本と同一の内容を有し、訴訟に関する書類としての性質を失わないものと考えられる。

なお、審査請求人は追加意見書において、本件は重大な人権侵害の疑いがある事件であり、公務員の不正を内部告発したことに対する報復という極めて高い公益性を有しているものであって、刑事訴訟法第47条ただし書で公益上の必要等が認められる場合は、公開できる旨を主張しているが、同規定は刑事訴訟法上の例外規定であり、本条例により開示を求める根拠とならない。

したがって、本件対象公文書は、条例第33条により本条例の規定が適用されないことから、実施機関の本決定は妥当である。

(4) 条例第11条（公文書の存否に関する情報）の意義について

公文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第11条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を示さず、当該公文書の開示をしないことができるとしている。

そして、「当該開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る公文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

(5) 条例第11条（公文書の存否に関する情報）の該当性について

本決定において実施機関は、例え他の公文書が存在したとしても、条例第11条の規定により、その存否を明らかにすることができない旨を付記していることから、本条例の該当性について以下のとおり判断する。

実施機関は、仮に本件対象公文書以外の文書が存在したとしても、その存否を明らかにすることは、特定個人の犯罪経歴の有無を明らかにすることとなり、条例第7条第2号（個人に関する情報）に規定する非開示情報を開示することになると主張する。

これに対し、審査請求人は、特定個人本人から開示の同意を受けており、勾留された事実を把握していることから、同意を得ている特定個人の犯罪経歴の有無を開示しても個人の権利利益を害さないことに加え、特定個人は逮捕・勾留の事実を認めていることから、文書の存在は疑いようがなく、45年前（請求時点）の事件であっても永久保存義務があるため、存否自体回答不可とするのは、行政機関が開示義務を免れるための濫用にすぎないと主張する。また、追加意見書において、①文書が存在しない場合、勾留されていないという情報は、保護すべきプライバシー侵害の程度が低く、当然開示されるべき、②文書が存在する場合、警察が睡眠妨害や強制拇印という重大な人権侵害を行った可能性を記録したものであることを意味し、内部告発報復事件の検証という極めて高い公益性がある、としていずれの場合においても、存否を答えるだけで重大な個人情報

が開示されるという実施機関の主張は成り立たず、特定個人が開示同意書及び陳述書により明確に開示に同意していることから、条例第11条を適用することは条例の趣旨を逸脱しているとも主張する。

本請求は、特定の個人を特定し、その個人が過去に勾留されていたことがわかる公文書の開示を求めるものであり、過去に勾留されたかどうかは、特定個人の私生活上の権利利益に関わる情報であるといえ、かかる請求について公文書の存否を答えることは、特定個人の犯罪経歴の有無について答えることとなる。また、条例第7条第2号ただし書口は、個人識別情報であっても「公益上公にすることが必要であると認められるもの」については開示の対象となる旨規定しているが、審査請求人が主張する睡眠妨害や強制拇印等の行為が実際にあったかどうかを確認できない状況では、当該文書の存在を公にすることが必要とされる公益上の具体的な必要性があるとは認められず、条例第7条第2号ただし書口には該当しないと判断する。

したがって、当該文書の存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する非開示情報を開示することになるため、条例第11条の規定により当該公文書の存否を示さないで非開示にするという実施機関の判断は妥当である。

なお、条例の定めた情報公開制度は、何人に対しても、理由や目的を問わず開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。つまり、情報公開制度は誰に対しても同じ情報を公開する制度であるから、開示請求者が特定個人本人から開示の同意を得ていたとしても、また当該情報を既に知り得ていたとしても、当該情報を開示するという判断をすることはできない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

当審査会は条例に基づき実施機関の行った決定の妥当性を審査するものである。審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 7 . 1 0 . 2 2	・ 諮問書の受理
R 7 . 1 1 . 6	・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理
R 7 . 1 1 . 1 0	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 7 . 1 1 . 1 9	・ 審査請求人から意見書の受理
R 7 . 1 2 . 1	・ 実施機関から意見書の受理
R 8 . 2 . 2 5	・ 審査請求人から特定個人帯同許可申請書の受理
R 8 . 3 . 1 8	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述（特定個人同席） ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和7年度第11回第1部会)
R 8 . 4 . 2 8	・ 審議 (令和8年度第1回第1部会)
R 8 . 5 . 1 9	・ 審議 (令和8年度第2回第1部会)
R 8 . 6 . 1 6	・ 審議 ・ 答申 (令和8年度第3回第1部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第二部会部会長)	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
※会長職務代理者 (第一部会部会長)	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
※委 員	須 川 忠 輝	同志社大学政策学部准教授
※委 員	田 中 亜 以	司法書士
※委 員	田 中 三 貴	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	伊 藤 綾 香	株式会社三十三総研
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	渡 邊 功	三重弁護士会推薦弁護士

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。